

## 第2子以降のベビーシッター利用支援事業補助金の利用案内

事業の詳細については、必ず区ホームページをご参照ください。

### 1 対象者

ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型/待機児童対策）を活用する児童の保護者

### 2 対象となる要件

#### (1)対象児童

0歳から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの第2子以降の児童

※令和4年(2022年)4月2日以降に出生した児童

#### (2)対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までのご利用分

#### (3)補助対象額

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)（1時間あたり150円）のみが補助対象です。入会金、会費、交通費、キャンセル料、おむつ代等の実費その他保育サービスの提供に付随する料金は補助対象外です。

#### (4)補助上限額

月額33,000円

### 3 補助金請求までの流れ

ベビーシッター（事業者連携型/待機児童対策）ご利用後に以下の手続きを行ってください

- (1) ベビーシッター事業者から「領収書」及び「利用明細書等」の交付を受けてください。
- (2) 【提出書類】を揃え、区に補助金を申請します。

### 4 申請方法

次の書類を、江戸川区子育て支援課計画係へ郵送又は窓口にてご提出ください。

#### 【提出書類】

- ① 第2子以降のベビーシッター利用支援事業 補助金交付申請書兼支払金口座振替依頼書
- ② 領収書
- ③ 利用明細書(利用した児童名、利用日、利用時間、利用料の内訳がわかるもの)  
※領収書で内容(利用した児童、利用日、利用時間、利用料の内訳)が確認できる場合は、省略可能です。

※②～③はベビーシッター事業者が発行

## 5 書類提出期限及び交付スケジュール

| 交付回 | 対象期間              | 提出期限                                        | 交付予定日    |
|-----|-------------------|---------------------------------------------|----------|
| 第1回 | 令和7年4月、5月利用分      | 令和7年7月10日まで<br>※消印有効                        | 令和7年7月末  |
| 第2回 | 令和7年6月、7月利用分      | 令和7年9月10日まで<br>※消印有効                        | 令和7年9月末  |
| 第3回 | 令和7年8月、9月利用分      | 令和7年11月10日まで<br>※消印有効                       | 令和7年11月末 |
| 第4回 | 令和7年10月、11月利用分    | 令和8年1月9日まで<br>※消印有効                         | 令和8年1月末  |
| 第5回 | 令和7年12月、令和7年1月利用分 | 令和8年3月10日まで<br>※消印有効                        | 令和8年3月末  |
| 第6回 | 令和8年2月、3月利用分      | <b>最終締切日</b><br><b>令和8年4月15日まで</b><br>※消印有効 | 令和8年5月末  |

最終締切日までであれば、当該年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日)利用分は申請可能となりますが、原則は上記に定める提出期限までにご提出ください。**最終締切日(令和8年4月15日)を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付することができません。**なお、領収書の発行に時間がかかるなどの事情により、提出期限に間に合わない場合は下記担当にご連絡ください。※申請書が提出期限内に提出された場合であっても、書類不備等により交付予定日に支給できない場合があります。

### 【担当】

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係(本庁舎東棟3階7番窓口)

住所：〒132-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1

電話番号：03-5662-0659